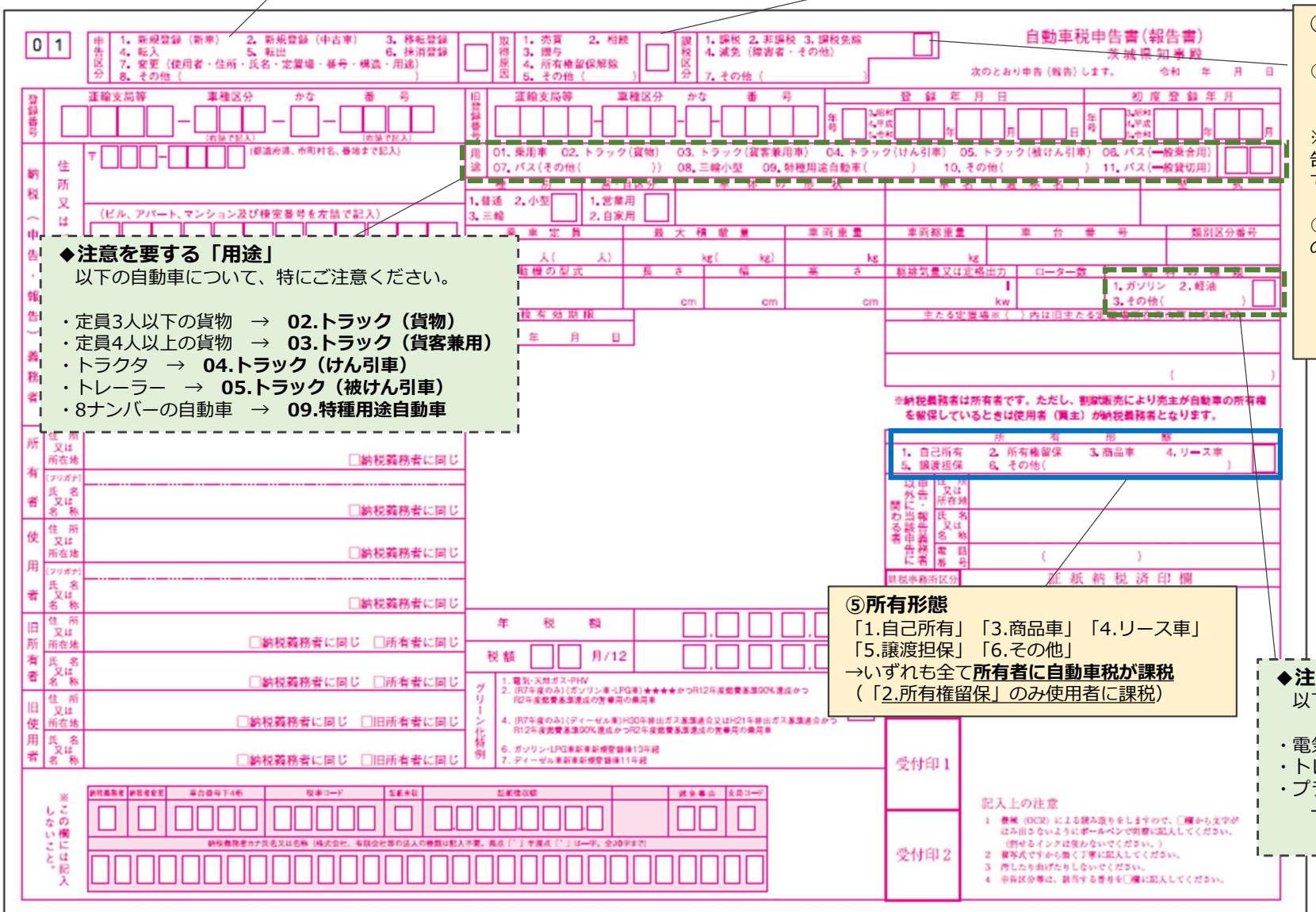
自動車税申告書(報告書) 記入方法

・**申告書は機械で読み取りしますので、黒のボールペンで濃く、欄からはみ出さないように記入してください。**
・**車検証の内容をもとに正確に記入してください（誤った場合は二重線で訂正してください）。**
※登録車種によっては追加で記入いただく項目があります。

①申告区分：運輸支局での登録手続き内容をもとに該当する番号を記入
・既に県内で登録のある自動車について所有者を変更する場合は「**3.移転登録**」を選択
・他都道府県ナンバーから変更する場合（所有者変更の有無を問わない）は「**4.転入**」を選択
・所有者は変わらないが使用者やナンバーを変更する場合には「**7.変更**」を選択
※「**8.その他**」については原則使用しません。

②取得原因：該当する番号を記入
・納税義務者が変更となる場合は、「**1.売買**」「**2.相続**」「**3.贈与**」のいずれかを選択してください。



③課税区分：該当する番号を記入

○申告区分が「**新規登録（新車・中古車）**」の場合
・原則は「**1.課税**」を選択
・所有者が公共団体等の場合は「**2.非課税**」を選択
※「**3.課税免除**」「**4.減免**」に該当する場合は、申告前に申請書等を添えて、県税事務所の審査を受けてください。

○申告区分が「**新規登録（新車・中古車）**」 **以外**の場合
・「**7.その他**」を選択

◆注意を要する「用途」
以下の自動車について、特にご注意ください。

・定員3人以下の貨物 → **02.トラック（貨物）**
・定員4人以上の貨物 → **03.トラック（貨客兼用）**
・トラクタ → **04.トラック（けん引車）**
・トレーラー → **05.トラック（被けん引車）**
・8ナンバーの自動車 → **09.特種用途自動車**

⑤所有形態
「1.自己所有」「3.商品車」「4.リース車」
「5.譲渡担保」「6.その他」
→いずれも全て**所有者に自動車税が課税**
（「2.所有権留保」のみ使用者に課税）

◆注意を要する「燃料の種類」
以下の自動車について、特にご注意ください。

・電気自動車 → **3.その他**
・トレーラー → **3.その他**
・プラグインハイブリッド
→ **1.ガソリン（ガソリンハイブリッドの場合）**
2.軽油（ディーゼルハイブリッドの場合）

■申告書記入方法についての問合せ先（平日8時30分～17時15分　※時間外は留守電となります）
水戸ナンバー：水戸県税事務所自動車税分室（電話 029-247-1297）　**土浦・つくばナンバー**：土浦県税事務所自動車税分室（電話 029-842-7812）